

令和 3 年度

播磨町公営企業会計経営健全化審査意見書

播磨町監査委員



播監第14号  
令和4年8月22日

播磨町長 佐伯 謙作 様

播磨町監査委員 平崎泰彦

播磨町監査委員 木村晴恵

### 令和3年度播磨町公営企業会計経営健全化審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和3年度播磨町公営企業会計（水道事業会計、下水道事業会計）の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、別紙のとおり意見を提出します。



# 令和3年度播磨町公営企業会計経営健全化審査意見書

## 第1 審査の概要

### 1 審査の対象

令和3年度播磨町水道事業会計

令和3年度播磨町下水道事業会計

上記会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 2 審査の期日

(1) 令和3年度播磨町水道事業会計 令和4年7月26日

(2) 令和3年度播磨町下水道事業会計 令和4年7月26日

### 3 審査の場所

役場会議室302

### 4 審査の方法

経営健全化審査は、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかなどを主眼とし、上下水道グループ職員からの説明を求めて実施した。

## 第2 審査の結果

### 1 書類審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

### 2 資金不足比率の状況

資金不足比率は、水道などの公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものであり、これが経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

本町においては、水道事業会計及び下水道事業会計の令和3年度資金不足比率は次表のとおりであり、両会計ともに資金不足は生じなかった。

(単位：%)

公営企業会計名	令和3年度 資金不足比率	適用される 経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0

※表中において、資金不足が生じない場合は「—」と表示する。

### 3 審査意見

資金不足比率の状況は、現在のところ良好であり、今後も効率的・効果的な経営に努めていただきたい。